

聖園学園短期大学組織規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、聖園学園短期大学（以下「本学」という。）の管理運営のために必要な学内組織に関する基本的事項及びその他必要な事項を定めるものとする。

第2章 学長

(学長の職務)

第2条 本学に、学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 学長は、教授会の議長となる。
- 4 学長は、本学の教育上の成績及び施設の管理に関し、理事長に対し責を負う。

(学長の代理・代行)

第3条 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、教授会において、学長の職務を代理又は代行する者を選出し、理事長の承認を得て任命することができる。

- 2 副学長を置いているときは、副学長が、第4条第3項の定めるところにより、学長の職務を行う。

第3章 副学長

(副学長の職務)

第4条 本学に副学長を置くことができる。

- 2 副学長は、学長の職務を補佐する。
- 3 副学長は、学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、学長の職務を代理し、又は学長の職務を代行する。
- 4 副学長は、理事長の承認を経て、学長が任命する。

第4章 教育職員等

(教員の種類及び名誉教授)

第5条 本学に、教育職員（以下「教員」という。）として、専任の教授、准教授、助教及び講師を置く。

- 2 本学に、非常勤の講師を置くことができる。非常勤講師の任用その他の事項については、別に定める。
- 3 本学は、名誉教授の称号を授けることができる。名誉教授に関する事項については、別に定める。

(教授、准教授、助教の職務)

第6条 教授、准教授及び助教の職務は、専門の学芸を研究し、学生の教育及び研究指導に従事する。

(講師の職務)

第7条 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(助手の職務)

第8条 本学に助手を置くことができる。

- 2 助手は、本学における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(教員の採用及び昇任)

第9条 教員の採用及び昇任については、理事会の承認を経て、学長が任命する。

2 教員の採用及び昇任に関する規程は、別に定める。

第5章 図書館長等

(図書館長の職務等)

第10条 本学の図書館に図書館長を置く。

2 図書館長は、図書館の業務を統括し、学長を補佐する。

3 図書館長は、図書委員会を主催する。

4 図書館長は、専任教員の中から学長が任命する。

5 図書館に関する規程は、別に定める。

(副館長の職務)

第11条 図書館に、副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長の職務を補佐する。

3 副館長は、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、館長の職務を代理する。

4 副館長は、専任教員又は事務職員の中から学長が任命する。

第6章 学生部長

(学生部長の職務等)

第12条 本学に、学生部長を置く。

2 学生部長は、学生生活全般及び学生の厚生、就職等に関する事項について、学長を補佐する。

3 学生部長は、専任教員の中から学長が任命する。

第7章 事務局の組織、事務局長及び事務職員等

(事務局の組織)

第13条 本学に事務局を置く。

2 事務局に総務課、財務課、教務課、学生課及び厚生課を置く。

3 事務局各課に課長を置く。

3 事務局各課の分掌事務については、別に定める。

(事務局長の職務等)

第14条 本学に、事務局長を置く。

2 事務局長は、学長の命を受け、本学の事務全般を掌理し、事務職員等を監督する。

3 事務局長は、理事長の承認を経て、学長が任命する。

4 事務局長は、法人の事務局長を兼務するものとする。

5 事務局に必要に応じて事務局次長を置くことができる。

(事務職員等の配置)

第15条 本学に事務職員及びその他の職員を置く。

2 前5条に定める図書館及び事務局に事務職員及びその他の職員を置き、必要に応じて課長補佐及び係長を置くことができる。

3 事務職員等の事務分掌については、別に定める。

(事務職員の職制)

第16条 事務職員に職制を設けるものとする。

2 職制に関する細則は、学長が別に定める。

第8章 教授会

(教授会の設置)

第17条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する必要な事項については、別に定める。

第9章 職員会議

(職員会議の設置)

第18条 本学に職員会議を置く。

2 職員会議は、学長が招集し、議長となる。

3 職員会議は、原則として、毎月1回以上開催し、臨時に開催することができる。

4 職員会議には全教職員が出席するものとする。

(職員会議の目的)

第19条 職員会議は、図書館、事務局及びその他の担当係からの連絡、学生の生活全般に関すること及び本学の運営等に関することを協議する。

2 職員会議で協議された事項の内必要なものは、学長が決定する。

3 職員会議の議事録は事務局総務課が所管する。

第10章 学年担任

(学年担任の設置及び職務等)

第20条 本学に学年担任を置く。学年担任は学生課に所属する。

2 学年担任は、学生の生活指導及び相談業務等に従事する。

3 学年担任は、学長が教員の中から学年毎に任命する。学年担任の中から学年毎に主任1名を置く。

4 学年主任は、担任会議を主宰する。

5 担任会議で協議した事項で重要と思われるものについては、学生部長及び関係課長と協議し、又は、報告するものとする。

第11章 委員会

(委員会の種類)

第21条 本学に、次の委員会を置く。

(1) 図書委員会

(2) 自己点検・評価委員会

(3) 教職・教育課程委員会

(4) 入学試験委員会

(5) ファカルティ・ディベロップメント委員会 (以下「FD」委員会という。)

(6) スタッフ・ディベロップメント委員会 (以下「SD」委員会という。)

(7) 初年次教育委員会

(8) キャリア教育委員会

(9) 実習委員会

(10) 広報委員会

- (11) 研究紀要編集委員会
- (12) 保健委員会
- (13) 社会貢献委員会
- (14) 環境委員会
- (15) 防災委員会
- (16) ハラスメント防止委員会

2 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

(その他の委員会の設置等)

第22条 学長は、前条に定める委員会の他に、本学の運営に関して必要な事項について審議するための各種委員会を、教授会に諮って置くことができる。

2 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

第12章 改正

(規程の改正)

第23条 この規程の改正は、理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。